

伊勢市公報

第473号
令和7年7月22日
火曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	20
規 則	
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	22
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	31
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	32
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	33
○ 令和7年度補正予算の要領について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	45
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	46
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	47
・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	63
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正について	64
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	67
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	68
・ 投票所の設置について	69

・ 投票所閉鎖時刻の繰上げについて	72
・ 期日前投票所の設置について	73
・ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の設置について	74
・ 期日前投票所の管理者及び同職務代理者の選任について	75
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	86
・ 投票管理者及び同職務代理者の変更について	88
・ 投票管理者及び同職務代理者の変更について	89

農業委員会告示

○ 農業委員会総会の招集について	90
------------------	----

上下水道事業告示

○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	91
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	92
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	93

公 告

○ 公示送達	94
○ 公示送達	95
○ 農村公園の設置の告示事項の変更について	96
○ 公示送達	97
○ 負傷動物等の収容について	98

公 表

○ 令和6年度定期監査等結果に対する措置状況について	99
○ 令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	107

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作
成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成21年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 30 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表指定病院等の不在者投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第31号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条中「伊勢市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を伊勢市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であ

るものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加

加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

- ２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- ３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- ４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - （１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - （２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条

例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、伊勢市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 伊勢市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数

に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第32号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年伊勢市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第33号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立高向公民館の項及び伊勢市立上條公民館分館の項を削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立新高公民館
伊勢市立高向公民館

を

「伊勢市立新高公民館」に、

伊勢市立小林公民館
伊勢市立上條公民館分館

を

伊勢市立小林公民館

に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

伊勢市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 34 号

伊勢市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市児童発達支援センター条例（令和 2 年伊勢市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同条第 6 号中「第 5 条第 19 項」を「第 5 条第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 35 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 16 の項第 3 号キ中「、又は」を「又は」に改め、同項第 4 号中「第 64 条第 1 項第 2 号」を「第 20 条の 3 第 9 項」に、「、又は」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 16 の項第 3 号キの改正規定及び同項第 4 号の改正規定（「、又は」を「又は」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第37号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日	
	個人番号					
	居住地	〒		電話番号		

フリガナ			生年月日	年 月 日	
支給申請に係る 児 童 氏 名					
児 童 個 人 番 号			続 柄		

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援A型・B型のサービスを申請する者に限る。）					有 ・ 無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障 害 福 祉 関係サービス	障 害 支 援 区分の認定	有・無	区 分	1	2	3	4	5	6	有効 期間		
	利用中のサービスの種類と内容等												
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）		要介護		1	2	3	4	5
	利用中のサービスの種類と内容等												

申請するサービス	区分	サービスの種類						申請に係る具体的内容
		介護給付費			訓練等給付費			
	訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援					
		☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助					
		☐ 同 行 援 護						
		☐ 行 動 援 護						
		☐ 短 期 入 所						
		☐ 重度障害者等包括支援						
	日中活動系	☐ 療 養 介 護	☐ 自立訓練（機能訓練）					
		☐ 生 活 介 護	☐ 自立訓練（生活訓練）					
		☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練						
		☐ 就 労 移 行 支 援						
		☐ 就労移行支援（養成施設）						
☐ 就 労 継 続 支 援 A 型								
☐ 就 労 継 続 支 援 B 型								
居住系	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助（グループホーム）						
地 域 相 談 支 援	☐ 地 域 移 行 支 援							
	☐ 地 域 定 着 支 援							

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助の一部）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9千円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。
	☐ IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）	
	☐ V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 定率負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)												
支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書												
(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長												
次のとおり申請します。												
申請年月日 年 月 日												
申請者	フリガナ				生年月日	年 月 日						
	氏 名											
	個人番号											
	居 住 地	〒			電話番号							
フリガナ					生年月日	年 月 日						
支給申請に係る児童氏名												
児童個人番号					続 柄							
身体障害者手帳番号				療育手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号					
被保険者証の記号及び番号(※)						保険者名及び番号(※)						
※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。												
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	1	2	3	4	5	6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等										
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5							
利用中のサービスの種類と内容等												
変更の理由												
変更を申請するサービス	区分	サービスの種類								申請に係る具体的内容		
		介護給付費				訓練等給付費						
	訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護				☐ 就 労 定 着 支 援						
		☐ 重 度 訪 問 介 護				☐ 自 立 生 活 援 助						
		☐ 同 行 援 護										
		☐ 行 動 援 護										
		☐ 短 期 入 所										
		☐ 重度障害者等包括支援										
	日中活動系	☐ 療 養 介 護				☐ 自立訓練 (機能訓練)						
		☐ 生 活 介 護				☐ 自立訓練 (生活訓練)						
						☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練						
						☐ 就 労 移 行 支 援						
						☐ 就労継続支援 (A 型)						
						☐ 就労継続支援 (B 型)						
居住系	☐ 施 設 入 所 支 援				☐ 共同生活援助 (グループホーム)							
地域相談支援	☐ 地 域 移 行 支 援											
	☐ 地 域 定 着 支 援											

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助の一部）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

申請する 減免の 種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万 9 千円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児：所得割 28 万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20 歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20 歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。
	☐ IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）	
	☐ V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 定率負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号及び様式第5号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号及び様式第5号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 137 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 7 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 招集の日時 令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 令和 6 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求
めることについて

伊勢市告示第 138 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 茂 紀

省略

変更後 中 西 俊 貴

省略

伊勢市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 ジャパンスポーツ運営

津市西古河町 4 番 12 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

伊勢市やすらぎ公園プールの使用料

3 指定をした日

令和 7 年 5 月 14 日

4 委託をした日

令和 7 年 5 月 14 日

5 委託期間

令和 7 年 7 月 5 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 140 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 スポーツ・インフォメーション

四日市市日永 1 丁目 3 番 12 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

御薊 B & G 海洋センタープールの使用料

3 指定をした日

令和 7 年 5 月 14 日

4 委託をした日

令和 7 年 5 月 14 日

5 委託期間

令和 7 年 7 月 5 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 141 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 6 月 20 日 午前 9 時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	6 台
〃	令和 7 年 6 月 20 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	7 台
計			13 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薗町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 142 号

令和 7 年 7 月 2 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 7 年度補正予算
の要領は、次のとおりです。

令和 7 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

令和 7 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5 5 4，4 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6 1，3 0 7，4 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

38

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
住宅・建築物耐震改修等促進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	28,000

第 3 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方 法	利率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業 債	10,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
湛水防除施設整備事業債	98,000	115,700
災害対策施設整備事業債	110,500	114,800
社会教育施設整備事業債	231,200	234,300

令和 7 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、55,947 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61,363,399 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

(単位：千円)

42

令和 7 年 度 伊 勢 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 （第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	病 院 事 業 収 益	8, 519, 150	840	8, 519, 990
第 3 項	医 業 外 収 益	963, 794	840	964, 634

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 1 0 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
（ 3 ）	原油価格・物価高騰等緊急対策支援金	3, 603	840	4, 443

伊勢市告示第 143 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二軒茶屋町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

区域

変更前

本会の区域は、伊勢市神久 4 丁目 11 番 30 号、神久 5 丁目 10 番 37
号、神久 6 丁目 1 番 2 号から 8 番 49 号まで、神田久志本町 731 番地 5、
731 番地 6、753 番地 1、754 番地 6、754 番地 7 及び 766 番地 1 の区
域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市神久 4 丁目 11 番 30 号、神久 5 丁目 10 番 37
号、神久 6 丁目 1 番 2 号から 8 番 49 号まで並びに神田久志本町 731
番地 5、731 番地 6、753 番地 1、754 番地 6、754 番地 7、766 番地
1 及び 801 番地 2 の区域とする。

伊勢市告示第 144 号

令和 7 年 3 月 31 日伊勢市告示第 104 号（指定納付受託者の指定について）の一部を次のように変更し、令和 7 年 7 月 15 日から適用します。

令和 7 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

告示本文中「及びANAあきんど株式会社」を「、ANAあきんど株式会社及び特定非営利活動法人FC.ISE-SHIMA」に改める。

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 7 年 7 月 10 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第34号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議案第35号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場を、
別紙のとおり設置する。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
進修	伊勢市宇治館町 183-1	駐車場(赤福)	1-1	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目1	神宮祭主職舎前北側	1-2	
進修	伊勢市宇治中之切町 39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	1-3	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目10-25地先	市営宇治第4駐車場西側	1-4	
進修	伊勢市宇治浦田 2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	1-5	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目20-19地先	滝倉団地 北側公園	1-6	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目21-15地先	清原飯金前主要地方道 伊勢磯部線ガードレール	1-7	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 626地先	伊勢南勢線 永井橋付近 ※高麗広	2-1	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 511	市立高麗広公民館入口	2-2	
修道第1	伊勢市桜木町 121	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	3-1	
修道第1	伊勢市桜木町 76-12	旧市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	3-2	
修道第1	伊勢市中之町 232-41	中之町公園	3-3	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 8地先	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	3-4	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 100-50	桜ヶ丘公園南側	3-5	
修道第2	伊勢市楠部町 38-3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	4-1	
修道第2	伊勢市楠部町 48-22	市営庭球場駐車場フェンス	4-2	
修道第2	伊勢市勢田町 814-6地先	㈱シモオカ設備向かい側 市道古市岡本線ガードレール	4-3	
修道第2	伊勢市勢田町 912-10	船江山団地公園	4-4	
修道第2	伊勢市倭町 30-1地先	天理教三重教務支庁前 御幸道路沿い	4-5	
明倫第1	伊勢市尾上町 1-30地先	橋詰公園	5-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩渕1号線ガードレール	5-2	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目3-3	百五銀行伊勢支店前植込み	5-3	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	5-4	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目3-17地先	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	5-5	
明倫第1	伊勢市藤里町 698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側 主要地方道伊勢磯部線 ガードレール	5-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目3-19	真珠会館前フェンス	6-1	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目7-29	伊勢市役所本庁舎前南側	6-2	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目13-15	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢 市観光文化会館前東側)	6-3	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目7-11地先	岩渕公園	6-4	
明倫第2	伊勢市岩渕 3丁目3-30地先	錦水橋東詰交差点付近 御幸道路沿いフェンス	6-5	
明倫第2	伊勢市吹上 1丁目11-34地先	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	6-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目8-23地先	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス	6-7	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目2-13地先	中寺前公園東側	7-1	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目6-37	伊勢米穀企業組合倉庫南側	7-2	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目14-15地先	鶴辺公園西側	7-3	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目4-35地先	旭公園北側	7-4	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目16	勢田川 北新橋南詰東側 ガードレール	7-5	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目3-26	河崎南側公民館前	7-6	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目3-2地先	有緝公園南側	8-1	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目16-19	ビレッジハウス船江 三重南集中管理事務所フェンス	8-2	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目12-5地先	築地公園西側	8-3	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目27-43	東邦ガス(株)伊勢サービスセンター横ガード レール	8-4	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目3-18地先	船江公園南側	8-5	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目11-12地先	社前公園東側	8-6	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目8-20地先	的場児童公園南東側	9-1	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目3-8地先	三交バス船江バス停付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	9-2	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目11-6地先	新道公園東側	9-3	
有緝第3	伊勢市船江 4丁目29-4地先	さつき公園南側	9-4	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目16-51地先	ぎゅーとらハイジー店南向かい側 ガードレール	9-5	
有緝第3	伊勢市船江 4丁目7-46地先	エバーグリーン船江公園 南側フェンス沿い	9-6	
厚生第1	伊勢市一之木 1丁目3-6地先	須原大社東側	10-1	
厚生第1	伊勢市一之木 2丁目11-18地先	中央公園北側	10-2	
厚生第1	伊勢市一之木 3丁目19-9地先	小西酒店北向かい側駐車場	10-3	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目6-22地先	市道一之木ガードレール ※市道藤社御園線 松尻川の橋南詰め	10-4	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目5-3	市立厚生中学校運動場 西側フェンス	10-5	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目16-6地先	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※菊川産婦人科付近	10-6	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目2-7地先	JR・近鉄桜新道踏切 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	11-1	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目22-16地先	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	11-2	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目26-26地先	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	11-3	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目11-22地先	宮後公園南側フェンス	11-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
厚生第3	伊勢市一志町 1-4	市立厚生小学校正門北側フェンス	12-1	
厚生第3	伊勢市一志町 5-1地先	外宮北御門前広場前	12-2	
厚生第3	伊勢市八日市場町 13-35	市立伊勢図書館前植込み	12-3	
厚生第3	伊勢市大世古 1丁目10-30	大豊和紙工業(株)西側	12-4	
厚生第3	伊勢市大世古 4丁目2-13地先	大世古公園南側	12-5	
厚生第3	伊勢市曾祢 1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	12-6	
厚生第3	伊勢市曾祢 2丁目6-3地先	奥新町公園西側	12-7	
早修	伊勢市曾祢 1丁目15-15地先	今之社公園北側	13-1	
早修	伊勢市常磐 1丁目8-2地先	清之井公園西側	13-2	
早修	伊勢市常磐 1丁目17-17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前	13-3	
早修	伊勢市常磐 3丁目8-8	市民武道館東側	13-4	
早修	伊勢市浦口 1丁目11-9地先	出口公園東側	13-5	
早修	伊勢市浦口 2丁目13-15地先	浦口公園西側	13-6	
早修	伊勢市浦口 3丁目1-29	法住院かさもり稲荷西側フェンス	13-7	
中島第1	伊勢市浦口 4丁目28-5	浦口団地フェンス	14-1	
中島第1	伊勢市二俣 1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	14-2	
中島第1	辻久留1丁目 15-24地先	秋葉山トンネル上フェンス	14-3	
中島第1	伊勢市二俣 2丁目4-20地先	西口公園	14-4	
中島第1	伊勢市辻久留 2丁目8-7	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	14-5	
中島第2	伊勢市中島 1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	15-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
中島第2	伊勢市中島 1丁目12	三交バス度会橋バス停東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め	15-2	
中島第2	伊勢市中島 2丁目11-27地先	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール	15-3	
中島第2	伊勢市中島 2丁目6-6地先	小川公園東側	15-4	
中島第2	伊勢市宮川 1丁目3-3地先	伊勢御園高架橋下フェンス	15-5	
中島第2	伊勢市宮川 2丁目4-48地先	千巻印刷産業(株)駐車場	15-6	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目6-13地先	宮本建設(株)付近	16-1	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目4-37地先	清水バス停付近フェンス (榊鈴木内装付近)	16-2	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目3-17地先	(榊鈴木内装付近)水路 市道宮川郷1号線ガードレール	16-3	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目20-13地先	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	16-4	
中島第3	伊勢市辻久留町 545-165	辻久留台第3公園	16-5	
神社	伊勢市神社港 294	市立旧神社小学校北側フェンス	17-1	
神社	伊勢市竹ヶ鼻町 100	市立港中学校西側フェンス	17-2	
神社	伊勢市小木町 538	三交バス ララパークバス停横	17-3	
神社	伊勢市小木町 225	小木町公民館南向かい側公園	17-4	
神社	伊勢市馬瀬町 1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	17-5	
神社	伊勢市下野町 726-3	下野町公民館前	17-6	
大湊	伊勢市大湊町 1118-194	市立旧大湊小学校西側フェンス	18-1	
大湊	伊勢市大湊町 106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール	18-2	
大湊	伊勢市大湊町 783-11	大湊町民会館前広場	18-3	
大湊	伊勢市大湊町 656-2	(株)鈴工前堀	18-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
大湊	伊勢市大湊町 413-2	三交バス西町バス停付細道 (伊勢湾方面)奥 畑	18-5	
大湊	伊勢市大湊町 264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近	18-6	
浜郷第1	伊勢市神久 1丁目5-5地先	寝起松公園内西側植込み	19-1	
浜郷第1	伊勢市神田久志本町 1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	19-2	
浜郷第1	伊勢市神久 2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	19-3	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目2-6地先	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合 北側畑	19-4	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目8-22地先	自性軒付近 水路横倉庫前空地	19-5	
浜郷第1	伊勢市神久 3丁目6-15地先	神久町バス停付近 伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	19-6	
浜郷第1	伊勢市神久 6丁目5-8地先	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	19-7	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1648	市立浜郷小学校西側フェンス	20-1	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1718-4	黒瀬第1公園南側	20-2	
浜郷第2	伊勢市田尻町 129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	20-3	
浜郷第2	伊勢市田尻町 179	牟山中臣神社前 (ムヤマナカオミジンジャ)	20-4	
浜郷第2	伊勢市通町 1435	栄通神社前 (エイツウジンジャ)	20-5	
浜郷第3	伊勢市一色町 1299-18地先	勢田川堤防沿い ※一色保育園付近	21-1	
浜郷第3	伊勢市一色町 1649地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	21-2	
浜郷第3	伊勢市一色町 1692-3地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	21-3	
浜郷第3	伊勢市一色町 1682	一色町公民館北側フェンス	21-4	
浜郷第3	伊勢市一色町 1612	一色神社東側	21-5	
宮本第1	伊勢市藤里町 582-1	ぎゅーとら藤里店 裏側方面柿畑東側	22-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
宮本第1	伊勢市藤里町 489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前	22-2	
宮本第1	伊勢市藤里町 145-2	大心館道場付近柿畑	22-3	
宮本第1	伊勢市旭町 396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	22-4	
宮本第1	伊勢市旭町 365-2	麵房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	22-5	
宮本第1	伊勢市旭町 53-1	旭団地付近 畑	22-6	
宮本第1	伊勢市前山町 355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	22-7	
宮本第1	伊勢市藤里町 1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	22-8	
宮本第1	伊勢市前山町 1385地先	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	22-9	
宮本第2	伊勢市大倉町 1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス	23-1	
宮本第2	伊勢市大倉町 74-4	大倉バス停横 畑	23-2	
宮本第2	伊勢市佐八町 2287	市立佐八小学校前フェンス	23-3	
宮本第2	伊勢市佐八町 2129	佐八町公民館広場	23-4	
宮本第2	伊勢市津村町 762-1	榊林イマニティ向かい側 畑	23-5	
宮本第2	伊勢市津村町 482	津村町公民館広場	23-6	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 5436	丁塚古墳北公園西側	24-1	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	24-2	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 90	野依ふれあい公園入口付近	24-3	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(有タクミ付近)	24-4	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 6051	小川橋付近空地	24-5	
豊浜第1	伊勢市植山町 486	植山町民会館南側フェンス	24-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
豊浜第1	伊勢市磯町 1032	磯町資源ごみステーション 西側空地	24-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1949-11	東豊浜魚市場西入口付近	25-1	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	25-2	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3707	ナリス化粧品横 倉庫前	25-3	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 299	市立豊浜東小学校東側フェンス	25-4	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 154地先	西条排水機場南西側	25-5	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	25-6	
豊浜第2	伊勢市桜原町 594地先	市道桜原堤線(堤防)沿い ガードレール	25-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3224	漁協前バス停(豊北漁港方面) ブロック塀	25-8	
北浜第1	伊勢市有滝町 2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	26-1	
北浜第1	伊勢市有滝町 2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	26-2	
北浜第1	伊勢市有滝町 2639	有滝町民会館前	26-3	
北浜第1	伊勢市有滝町 2030地先	伊勢湾農協 有滝付近	26-4	
北浜第1	伊勢市有滝町 1557-1	ありたき農村公園	26-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3-1	北浜地区コミュニティセンター西側	27-1	
北浜第2	伊勢市村松町 4011-1	村松町民会館前	27-2	
北浜第2	伊勢市村松町 435地先	仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	27-3	
北浜第2	伊勢市村松町 1883-3地先	サンコーデンキ北浜店南側空地	27-4	
北浜第2	伊勢市村松町 3840-2	村松町舟神龍宮南側	27-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3118地先	亀池排水機場東側	27-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
北浜第2	伊勢市村松町 3292	市立北浜小学校フェンス	27-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 4158	おかげバス 東大淀口バス停西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	28-1	
北浜第3	伊勢市東大淀町 351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	28-2	
北浜第3	伊勢市東大淀町 187-6	北村物産(株)工場東側 畑	28-3	
北浜第3	伊勢市村松町 1389-26	(株)エルモ横駐車場	28-4	
北浜第3	伊勢市東大淀町 3868	JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	28-5	
北浜第3	伊勢市柏町 623-2	柏町バス停近く空地	28-6	
北浜第3	伊勢市柏町 762-5	柏団地入口案内板西向側空地	28-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 103	東大淀公園フェンス	28-8	
城田第1	伊勢市上地町 1767	上地町公民館前	29-1	
城田第1	伊勢市上地町 1561-2	上地南バス停付近 畑	29-2	
城田第1	伊勢市上地町 1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	29-3	
城田第1	伊勢市上地町 3848	上地町中楽山公民館付近 畑	29-4	
城田第1	伊勢市上地町 2937	中久保湯田野公民館前	29-5	
城田第1	伊勢市上地町 2525	(有)吉村工作所付近 ※六軒家第一JR踏切付近	29-6	
城田第2	伊勢市上地町 450-69	城田団地第1公園フェンス	30-1	
城田第2	伊勢市栗野町 1235-1	栗野農業研修センター北側	30-2	
城田第2	伊勢市中須町 186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール 山保モータース付近	30-3	
城田第2	伊勢市中須町 40-1	中須バス停付近 空地	30-4	
城田第2	伊勢市川端町 59	川端町公民館付近 空地	30-5	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
城田第2	伊勢市川端町 312地先	(株)TOSHIN 前 市道伊勢玉城線ガードレール横	30-6	
四郷第1	伊勢市中村町 1681-1	中村公園	31-1	
四郷第1	伊勢市中村町 839-3	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール	31-2	
四郷第1	伊勢市中村町 325-285	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	31-3	
四郷第1	伊勢市楠部町 510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	31-4	
四郷第1	伊勢市楠部町 3158	緑が丘2号公園西側	31-5	
四郷第1	伊勢市楠部町 1704-9	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	31-6	
四郷第1	伊勢市楠部町 1010-2	おかげバス四郷小学校前 バス停前主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	31-7	
四郷第1	伊勢市一字田町 524-6	一字田公民館	31-8	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1510-10地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	32-1	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1066-1地先	水晶橋付近 市道朝熊10-21号線沿い空地	32-2	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	32-3	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール	32-4	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	32-5	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2653-4	市営住宅駐車場前ガードレール	32-6	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2602-4	東工業所西向かい側空地	32-7	
四郷第3	伊勢市鹿海町 701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	33-1	
四郷第3	伊勢市鹿海町 994-1	鹿海町公民館前公園	33-2	
四郷第3	伊勢市鹿海町 3430-85	杜の宮公園南側	33-3	
四郷第3	伊勢市鹿海町 171-3	東鹿海バス停付近空地	33-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所 在 地	設 置 場 所	摘 要	
沼木第1	伊勢市上野町 187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	34-1	
沼木第1	伊勢市上野町 347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	34-2	
沼木第1	伊勢市上野町 876-1	旧沼木中学校前バス停付近 畑	34-3	
沼木第1	伊勢市上野町 1280	上野町 広岡バス停付近 塀	34-4	
沼木第1	伊勢市上野町 2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	34-5	
沼木第1	伊勢市上野町 1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地	34-6	
沼木第1	伊勢市上野町 3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	34-7	
沼木第1	伊勢市上野町 1620-1	上野南バス停付近 空地(三角地)	34-8	
沼木第2	伊勢市円座町 1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	35-1	
沼木第2	伊勢市円座町 1570	円座自治会館 前 畑	35-2	
沼木第2	伊勢市円座町 1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	35-3	
沼木第2	伊勢市神薮町 1104	光徳寺前	35-4	
沼木第2	伊勢市神薮町 435	神薮西バス停付近 空地	35-5	
沼木第3	伊勢市横輪町 159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	36-1	
沼木第3	伊勢市横輪町 330地先	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	36-2	
沼木第3	伊勢市横輪町 586-6	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	36-3	
沼木第3	伊勢市横輪町 319	桂林寺南向かい側空地	36-4	
沼木第4	伊勢市矢持町下村 409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	37-1	
沼木第4	伊勢市矢持町上村 302-1地先	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	37-2	
沼木第4	伊勢市矢持町床ノ木 272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	37-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第1	伊勢市二見町松下 2025	松下区会所前公園フェンス沿	38-1	
二見第1	伊勢市二見町松下 556-3	ごみ集積所西側	38-2	
二見第1	伊勢市二見町江 589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側	38-3	
二見第1	伊勢市二見町江 682-17	江コミュニティセンター付近 堀 (日の出橋付近)	38-4	
二見第2	伊勢市二見町西 185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	39-1	
二見第2	伊勢市二見町西 1124	西農業研修センター横空地	39-2	
二見第2	伊勢市二見町西 828	(有)金谷工務店付近 堀	39-3	
二見第2	伊勢市二見町西 1095-127	測量設計サーベラント(有)付近 ブロック堀	39-4	
二見第2	伊勢市二見町今一色 3	旧今一色小学校前フェンス	39-5	
二見第2	伊勢市二見町今一色 155-6	三交バス 廣道バス停付近 堀	39-6	
二見第2	伊勢市二見町今一色 874-436地先	三交バス 今一色バス停	39-7	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 420-1	伊勢市役所二見総合支所前	40-1	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 536-1	勢語庵付近 堀	40-2	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	40-3	
二見第3	伊勢市二見町三津 769	JR踏み切り付近 堀	40-4	
二見第3	伊勢市二見町莊 1287	莊公民館向側 堀	40-5	
二見第3	伊勢市二見町莊 2068-1	市立旧二見浦保育園前フェンス	40-6	
二見第4	伊勢市二見町山田原 173	山田原公民館前	41-1	
二見第4	伊勢市二見町光の街 684-5	光の街公園入口信号機付近	41-2	
二見第4	伊勢市二見町山田原 179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	41-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第4	伊勢市二見町山田原 439	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	41-4	
二見第4	伊勢市二見町溝口 403	山本医院付近 塀	41-5	
二見第4	伊勢市二見町溝口 229-7	メゾン二見付近 塀	41-6	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	42-1	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	42-2	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	42-3	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	42-4	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1335	南本町公民館西側 ユニチカ団地南苑内公園フェンス	42-5	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側	42-6	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	42-7	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	43-1	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	43-2	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 492	栄児童公園	43-3	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	43-4	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 202-1地先	県道豊北港小俣線 中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス	43-5	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 381	若山公園フェンス	43-6	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	43-7	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	44-1	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 750	市立小俣中学校体育館側フェンス	44-2	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス	44-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 768	上久保公園	44-4	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 997	㈱太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	44-5	
小俣第4	伊勢市小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス	45-1	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス	45-2	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	45-3	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 554-1	湯田公民館	45-4	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館バス停付近 市道小俣26号線フェンス	45-5	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 427-4	東新村公園前フェンス	45-6	
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	45-7	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	46-1	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 712-1	明野水源地前フェンス	46-2	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	46-3	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 685	ポリテクセンター伊勢	46-4	
小俣第5	伊勢市野村町 5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	46-5	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 396	JA伊勢明野店南側フェンス	46-6	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	46-7	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 977-1	新高児童公園	47-1	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 2018	(株)松本薬品伊勢支店前	47-2	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 686-16	新高公民館前 塀	47-3	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	48-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年執行予定 参議院選挙選挙区選出議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
御蔭第2	伊勢市御蔭町高向 2589-1	高向公民館	48-2	
御蔭第2	伊勢市御蔭町高向 423	はじめハウス 堀	48-3	
御蔭第2	伊勢市御蔭町高向 2155-2	高向西公園南西側フェンス	48-4	
御蔭第3	伊勢市御蔭町長屋 2767	ハートプラザみその	49-1	
御蔭第3	伊勢市御蔭町長屋 961-2	伊勢市役所御蔭総合支所 庁舎東向かい側駐車場	49-2	
御蔭第3	伊勢市御蔭町長屋 1074-9	市立御蔭小学校	49-3	
御蔭第3	伊勢市御蔭町長屋 2100-1	伊勢みそのショッピングセンター 北西側駐車場 ※国道23号線長屋2交差点南	49-4	
御蔭第3	伊勢市御蔭町王中島 594	王中島公民館	49-5	
御蔭第3	伊勢市御蔭町王中島 750-5	王中島児童公園	49-6	
御蔭第4	伊勢市御蔭町新開 777	新開公園	50-1	
御蔭第4	伊勢市御蔭町上條 1173-1	伊勢市御蔭B&G海洋センター	50-2	
御蔭第4	伊勢市御蔭町上條 88	上條公民館	50-3	
御蔭第4	伊勢市御蔭町小林 2375	小林児童公園	50-4	

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,033 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,940 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,880 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 101,639 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員
及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改
正する告示

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及
びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使
用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成 17 年伊勢市選挙管理
委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号備考第 4 号(2)中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め
る。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する
規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関
する規程（平成 21 年伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号）の一部を次の
ように改正する。

様式第 4 号備考第 4 号(2)及び様式第 6 号備考第 1 号中「7 円 73 銭」
を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程様式
第 5 号の規定並びに第 2 条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及

び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程様式第4号及び様式第6号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における伊勢市開票区開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	竜田 節夫	省略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薗町長屋 1221 番地
御薗総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校図書室
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校 会議室
5	明倫第1	勢田町613番地13	伊勢市労働福祉会館
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校 会議室
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所（一之木ふれあいセンター隣）
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校 ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校 フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校 校舎内(廊下スペース)
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港295番地20	神社港公民館（旧神社幼稚園）
18	大 湊	大湊町1118番地194	旧伊勢市立大湊小学校校舎内
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1637番地	浜郷保育所
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校 ランチルーム
23	宮本第2	佐八町2278番地12	佐八小学校ワークスペース
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校 会議室
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校 1階教室
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町松寿会館
28	北浜第3	東大淀町351番地	東大淀小学校
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	栗野町472番地	伊勢市立城田中学校 被服室
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校 会議室
35	沼木第2	円座町1573番地4	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町589番地1	横輪町公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地2	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色874番地399	今一色公民館
40	二見第3	二見町茶屋111番地1	二見生涯学習センター
41	二見第4	二見町光の街907番地7	二見浦小・二見中学校 ふたみホール
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校 音楽室
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校 図工室
46	小俣第5	小俣町明野1481番地	明野幼稚園（三重県立明野高等学校隣）
47	御薊第1	御薊町高向686番地8	新高公民館
48	御薊第2	御薊町高向2658番地1	高向公民館
49	御薊第3	御薊町長屋1221番地	御薊総合支所
50	御薊第4	御薊町上條1173番地1	伊勢市御薊B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書きの規定に基づく令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙の投票所を開く（閉じる）時刻を下記のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

投票区名	投票所を開く（閉じる）時刻
高麗広投票区	午前 7 時から午後 6 時まで
沼木第 3 投票区	午前 7 時から午後 6 時まで
沼木第 4 投票区	午前 7 時から午後 6 時まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

2 増設する期日前投票所

本庁期日前投票所	伊勢市役所東館	岩渕 1 丁目 7 番 29 号
二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）～ 7 月 19 日（土）

本庁期日前投票所、二見期日前投票所、小俣期日前投票所

令和 7 年 7 月 12 日（土）～ 7 月 19 日（土）

ミタス伊勢期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を下記のとおり指定します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | | |
|---|-------------|---------|------------------|
| 1 | 御薊期日前投票所 | 御薊公民館 | 御薊町長屋 1221 番地 |
| 2 | 本庁期日前投票所 | 伊勢市役所東館 | 岩渕 1 丁目 7 番 29 号 |
| 3 | 二見期日前投票所 | 二見総合支所 | 二見町茶屋 420 番地 1 |
| 4 | 小俣期日前投票所 | 小俣公民館 | 小俣町元町 540 番地 |
| 5 | ミタス伊勢期日前投票所 | ミタス伊勢 | 船江 1 丁目 471 番地 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

1 投票管理者

別 表

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	大藪 記三	令和7年7月4日
伊勢市	龍田 洋	令和7年7月5日
伊勢市	鈴木 孝明	令和7年7月6日
伊勢市	龍田 洋	令和7年7月7日
伊勢市	中野 榮子	令和7年7月8日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年7月9日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年7月10日
伊勢市	大藪 記三	令和7年7月11日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年7月12日
伊勢市	鈴木 孝明	令和7年7月13日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年7月14日
伊勢市	大藪 記三	令和7年7月15日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年7月16日
伊勢市	龍田 洋	令和7年7月17日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年7月18日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年7月19日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	太田 徹	令和7年7月4日
松阪市	小島 将太郎	令和7年7月5日
鈴鹿市	永井 靖子	令和7年7月6日
伊勢市	山口 佳範	令和7年7月7日
伊勢市	黒瀬 尚人	令和7年7月8日
津市	太田 博也	令和7年7月9日
伊勢市	若宮 孝明	令和7年7月10日
津市	小長谷 容子	令和7年7月11日
松阪市	山田 歩美	令和7年7月12日
津市	大野 明子	令和7年7月13日
津市	藤田 幸枝	令和7年7月14日
津市	田中 はるな	令和7年7月15日
伊勢市	井村 勝仁	令和7年7月16日
伊勢市	上村 和義	令和7年7月17日
松阪市	川合 利幸	令和7年7月18日
伊勢市	村田 雄紀	令和7年7月19日

1 投票管理者

別 表

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	中村 省三	令和7年7月4日
伊勢市	濱口 敏彦	令和7年7月5日
伊勢市	田畑 千津子	令和7年7月6日
伊勢市	出口 勇	令和7年7月7日
伊勢市	三浦 徹	令和7年7月8日
伊勢市	濱口 敏彦	令和7年7月9日
伊勢市	小崎 峰子	令和7年7月10日
伊勢市	中村 龍平	令和7年7月11日
伊勢市	田畑 千津子	令和7年7月12日
伊勢市	三浦 徹	令和7年7月13日
伊勢市	出口 勇	令和7年7月14日
伊勢市	中村 龍平	令和7年7月15日
伊勢市	中村 省三	令和7年7月16日
伊勢市	田畑 千津子	令和7年7月17日
伊勢市	小崎 峰子	令和7年7月18日
伊勢市	三浦 徹	令和7年7月19日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	大西 正峰	令和7年7月4日
伊勢市	松本 優里	令和7年7月5日
伊勢市	須崎 貴子	令和7年7月6日
伊勢市	林 大輔	令和7年7月7日
伊勢市	須崎 素直	令和7年7月8日
伊勢市	本田 慶一	令和7年7月9日
伊勢市	大西 隆	令和7年7月10日
伊勢市	永井 正浩	令和7年7月11日
度会郡	堀江 伸幸	令和7年7月12日
伊勢市	西 ますみ	令和7年7月13日
度会郡	松岡 薫	令和7年7月14日
伊勢市	辻井 哲也	令和7年7月15日
多気郡	江川 健	令和7年7月16日
伊勢市	松本 拓也	令和7年7月17日
伊勢市	松井 裕一	令和7年7月18日
伊勢市	河村 直弘	令和7年7月19日

1 投票管理者

別 表

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	小林 三保	令和7年7月4日
伊勢市	中川 雅司	令和7年7月5日
伊勢市	大西 幸子	令和7年7月6日
伊勢市	中川 和雄	令和7年7月7日
伊勢市	小林 三保	令和7年7月8日
伊勢市	戸川 薫	令和7年7月9日
伊勢市	大西 幸子	令和7年7月10日
伊勢市	中川 雅司	令和7年7月11日
伊勢市	戸川 薫	令和7年7月12日
伊勢市	中川 和雄	令和7年7月13日
伊勢市	小林 三保	令和7年7月14日
伊勢市	中川 雅司	令和7年7月15日
伊勢市	戸川 薫	令和7年7月16日
伊勢市	小林 三保	令和7年7月17日
伊勢市	大西 幸子	令和7年7月18日
伊勢市	中川 和雄	令和7年7月19日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	梅森 裕	令和7年7月4日
伊勢市	山口 晃史	令和7年7月5日
伊勢市	竹内 智一	令和7年7月6日
伊勢市	堤 友喜美	令和7年7月7日
伊勢市	柳原 正紀	令和7年7月8日
伊勢市	曾原 正隆	令和7年7月9日
伊勢市	森口 雄介	令和7年7月10日
伊勢市	片山 絵美	令和7年7月11日
伊勢市	出崎 里恵	令和7年7月12日
伊勢市	平野 真子	令和7年7月13日
伊勢市	藤原 宏之	令和7年7月14日
伊勢市	古野 拓	令和7年7月15日
伊勢市	山中 強	令和7年7月16日
伊勢市	橋村 俊也	令和7年7月17日
伊勢市	中廣 弘	令和7年7月18日
伊勢市	倉野 隆宏	令和7年7月19日

1 投票管理者

別 表

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	吉野 恵子	令和7年7月4日
伊勢市	中西 好一郎	
伊勢市	吉野 恵子	令和7年7月5日
伊勢市	中北 幸宏	令和7年7月6日
伊勢市	雪岡 義	令和7年7月7日
伊勢市	玉置 行弘	
伊勢市	中西 好一郎	令和7年7月8日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	雪岡 義	令和7年7月9日
伊勢市	吉野 恵子	
伊勢市	中西 好一郎	令和7年7月10日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	中北 幸宏	令和7年7月11日
伊勢市	吉野 恵子	
伊勢市	中北 幸宏	令和7年7月12日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	松崎 和人	令和7年7月13日
伊勢市	雪岡 義	令和7年7月14日
伊勢市	吉野 恵子	

伊勢市	中西 好一郎	令和7年7月15日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	雪岡 義	令和7年7月16日
伊勢市	中西 好一郎	
伊勢市	吉野 恵子	令和7年7月17日
伊勢市	中北 幸宏	
伊勢市	中西 好一郎	令和7年7月18日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	雪岡 義	令和7年7月19日
伊勢市	中北 幸宏	

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御薊期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	佐之井 智香子	令和7年7月4日
伊勢市	奥野 翔平	令和7年7月5日
伊勢市	梅林 芳美	令和7年7月6日
伊勢市	大井 伸二	令和7年7月7日
伊勢市	小川 浩	令和7年7月8日
伊勢市	北口 尚代	令和7年7月9日
多気郡	津田 幸寛	令和7年7月10日
伊勢市	中世古 潤	令和7年7月11日
伊勢市	森川 裕子	令和7年7月12日
伊勢市	中山 真理子	令和7年7月13日
伊勢市	中野 諭	令和7年7月14日
伊勢市	垣野 浩良	令和7年7月15日
伊勢市	石原 知枝	令和7年7月16日
伊勢市	中川 佳奈子	令和7年7月17日
伊勢市	井波 真理子	令和7年7月18日
伊勢市	中居 渉	令和7年7月19日

1 投票管理者

別 表

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	里中 綾子	令和7年7月12日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年7月13日
伊勢市	橋本 清美	令和7年7月14日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年7月15日
伊勢市	里中 綾子	令和7年7月16日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年7月17日
伊勢市	橋本 清美	令和7年7月18日
伊勢市	里中 綾子	令和7年7月19日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	森田 潤	令和7年7月12日
伊勢市	安田 浩章	令和7年7月13日
伊勢市	伊藤 元樹	令和7年7月14日
伊勢市	倉井 伸也	令和7年7月15日
伊勢市	倉野 雄介	令和7年7月16日
鳥羽市	野村 格也	令和7年7月17日
伊勢市	服部 正博	令和7年7月18日
伊勢市	井村 豊	令和7年7月19日

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和 7 年 7 月 20 日 執行 参議院議員通常選挙
投票管理者及び同職務代理者一覧表

【別紙】

投票区	投票管理者住所	投票管理者氏名	職務代理者住所	職務代理者氏名
進修投票区	伊勢市	米本 武俊	伊勢市	中西 弘幸
高麗広投票区	伊勢市	中村 哲也	伊勢市	山本 昌子
修道第1投票区	伊勢市	森本 真成	伊勢市	川本 浩司
修道第2投票区	伊勢市	中内 悠介	伊勢市	羽根 隆太
明倫第1投票区	伊勢市	平見 典彦	伊勢市	奥野 明宏
明倫第2投票区	伊勢市	野北 元昭	伊勢市	神生 千恵子
有緝第1投票区	伊勢市	西井 清子	伊勢市	阿竹 信一
有緝第2投票区	伊勢市	前村 忍	伊勢市	谷本 陽平
有緝第3投票区	伊勢市	南平 貫志	伊勢市	阿竹 美津子
厚生第1投票区	伊勢市	竹澤 正浩	伊勢市	中山 智貴
厚生第2投票区	伊勢市	今井 正人	伊勢市	八田 信
厚生第3投票区	伊勢市	藤川 圭司	伊勢市	奥野 明日香
早修投票区	伊勢市	増田 研一郎	伊勢市	井上 安里
中島第1投票区	多気郡	岡井 孝浩	伊勢市	竹野 陽介
中島第2投票区	伊勢市	西川 善大	伊勢市	奥山 武史
中島第3投票区	伊勢市	加藤 寿人	伊勢市	中川 要
神社投票区	伊勢市	世古口 泰彦	伊勢市	竹原 幹
大湊投票区	伊勢市	山下 智也	伊勢市	鈴木 友美
浜郷第1投票区	伊勢市	濱口 新	伊勢市	鎌田 茂樹
浜郷第2投票区	伊勢市	見並 卓也	伊勢市	福本 佳大
浜郷第3投票区	伊勢市	山崎 幸喜	伊勢市	酒徳 芳正
宮本第1投票区	伊勢市	井村 明弘	伊勢市	畑 しのぶ
宮本第2投票区	伊勢市	上田 之晴	伊勢市	山本 真史
豊浜第1投票区	伊勢市	北村 幸治	多気郡	進藤 仁美
豊浜第2投票区	伊勢市	奥田 教行	伊勢市	青山 嘉代
北浜第1投票区	伊勢市	山口 一馬	伊勢市	中川 真知子
北浜第2投票区	松阪市	徳田 光良	伊勢市	中居 一晃
北浜第3投票区	伊勢市	沖塚 孝久	伊勢市	森 大輔
城田第1投票区	伊勢市	西井 道治	伊勢市	横田 和貴
城田第2投票区	松阪市	北村 貴裕	伊勢市	西井 有希
四郷第1投票区	伊勢市	中川 一雄	伊勢市	杉原 匠
四郷第2投票区	伊勢市	森本 真人	伊勢市	中村 充
四郷第3投票区	伊勢市	奥野 修司	伊勢市	谷本 美貴
沼木第1投票区	度会郡	下村 真司	度会郡	北村 智
沼木第2投票区	度会郡	服部 孝行	多気郡	永井 達子
沼木第3投票区	度会郡	木下 喜之	度会郡	東野 晴香
沼木第4投票区	度会郡	浦井 由紀恵	伊勢市	中村 尚
二見第1投票区	伊勢市	山本 佳典	伊勢市	川端 裕子
二見第2投票区	伊勢市	出崎 まゆみ	伊勢市	豊岡 賢司
二見第3投票区	伊勢市	古川 毅	伊勢市	坂本 展章
二見第4投票区	伊勢市	中山 誠	伊勢市	濱千代 雅章
小俣第1投票区	伊勢市	太田 英明	伊勢市	佐々木 徹
小俣第2投票区	伊勢市	西山 早苗	伊勢市	岡村 基司
小俣第3投票区	伊勢市	松田 和裕	度会郡	北村 文華
小俣第4投票区	度会郡	長 大介	度会郡	福浦 馨
小俣第5投票区	伊勢市	小川 直紀	伊勢市	楠川 教寛
御園第1投票区	伊勢市	林 歩	伊勢市	野中 久司
御園第2投票区	伊勢市	北村 祥広	伊勢市	田村 雅秀
御園第3投票区	伊勢市	堀畑 智男	伊勢市	東浦 富美
御園第4投票区	伊勢市	谷 ともえ	伊勢市	鈴木 健太

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を下記のとおり訂正します。

令和 7 年 7 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	林 大輔	令和7年7月7日
変更後	伊勢市	松井 裕一	令和7年7月7日

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	松井 裕一	令和7年7月 18 日
変更後	伊勢市	林 大輔	令和7年7月 18 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を下記のとおり訂正します。

令和 7 年 7 月 11 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	垣野 浩良	令和7年7月 15 日
変更後	伊勢市	石原 知枝	令和7年7月 15 日

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	石原 知枝	令和7年7月 16 日
変更後	伊勢市	垣野 浩良	令和7年7月 16 日

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第235回総会を次のとおり招集します。

令和7年7月8日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年7月15日（火）午後2時
- 2 招集の場所 御園総合支所 2－4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 7 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
434	株式会社 TOPLEVEL	愛知県名古屋市 熱田区大宝 2 丁目 4 番 68 号 GIMUCO B 棟 2 号室	令和 7 年 6 月 11 日	令和 12 年 6 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 7 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
435	FIXX	伊勢市東大淀町 569 番地 1	令和 7 年 6 月 13 日	令和 12 年 6 月 12 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
445	FIXX	伊勢市東大淀町 569 番地 1	令和 7 年 6 月 11 日

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 32 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び配当金等充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 33 号

平成 28 年 3 月 31 日伊勢市公告第 41 号（農村公園の設置について）の一部を次のように変更します。

令和 7 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 の表 2 の項中「及び 1000 番 4」を「、1000 番 4、1000 番 5 の一部、1000 番 7 及び 1000 番 8」に改める。

伊勢市公告第 34 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第35号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和7年7月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町 元町	猫	雑種	サバ トラ	雌	中	成猫	

2 収容した日 令和7年7月9日

3 収容期限 令和7年7月15日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第3号

令和6年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年7月15日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	中村	功

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
職員課	（１）所得税及び住民税の支払期日を遅延し、延滞税（金）が発生した事例が生じている。再発防止に努め、適正な事務処理に努められたい。 （２）時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。大幅な業務分担変更や人材育成基本方針の改訂が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。	「措置済」 担当者だけでなく、複数人でスケジュールの管理と進捗状況の確認を徹底するよう改めました。 「実施中」 事務量の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めています。
課税課	（１）時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。大規模な税制改正に伴う短期の事務輻輳が主な要因であるが、その対応を工夫され、削減に努められたい。	「措置済」 電子申告の推進や税務システムの新機能の活用等により、事務を効率化し、時間外勤務を削減しました。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。伊勢まつりの準備やコロナ禍収束に伴う地域活動事業に係る事務作業の増加等が要因である。前年度に引き続き、日常的に時間外勤務が非常に多く、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 地域活動事業における各地区の対応時期が重なることや、伊勢まつりの開催が近づくにつれて業務が増加することから、係を横断した業務分担や担当の変更を行い、時間外勤務の平準化に努めてきました。しかしながら一部職員の時間外勤務が月80時間を超える状況となりました。

		時間外勤務の多い職員の心身の健康に配慮するとともに、業務の見直しの徹底や課内だけでなく部内での応援体制を検討し、業務の平準化を図りながら、時間外勤務の削減に努めていきます。
--	--	---

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
健康課	（１）前年度に受領した検診料の収入を失念し、金庫内で保管していた事例が生じている。管理体制の改善を図り、再発防止を徹底されたい。 （２）休日・夜間応急診療所において、現金の盗難事故が生じている。状況に斟酌する点はあるものの、管理体制の見直しに努められたい。	「措置済」 検診料の入金漏れを防ぐため、検診料徴収から入金までの管理体制を見直し、マニュアルの作成を行いました。担当者に対しては、徴収金の管理と入金までを滞りなく行い、係長への報告、係長とともに確認することを徹底しました。課内でも、マニュアルを共有し、同様のことを起こさないよう、職員に周知徹底しました。 「措置済」 金庫の盗難防止対策や不審者の侵入防止対策等、盗難が再度生じないよう措置を講じました。また、現金保管を可能な限り減らすよう管理体制を見直しました。
高齢・障がい福祉課	（１）老人保護措置費負担金について、調定処理が直ちに行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。	「措置済」 老人保護措置費負担金の調定について、直ちに処理を行うよう見直しました。今後も適切な事務処理に努めます。
生活支援課	（１）督促状の納付期限が、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正な事務処理に努められたい。	「措置済」 督促状の納付期限については、人為的な誤りを防ぐため、システム管理を導入しました。

子育て応援課	(1) 放課後児童クラブの利用料金の取扱について、収入金を受託者収入としている等、適正と考えられない事例が認められた。指定管理者制度における利用料金制及び業務委託における収納委託について、条例整備等を行い、適正な事務処理をされたい。	「検討中」 指定管理者制度における利用料金及び業務委託における収納委託について、早期に関連する条例等の規定の改正等を行い、料金徴収の根拠を明確にするなど、適正な事務処理に努めます。
--------	---	--

【産業観光部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
農林水産課	(1) 事務補助を行っている団体において、未払事例が認められた。適切にチェックを行うことにより防ぐことができたものである。再発防止に努められたい。また、当該団体の経理は、市の会計審査を経ることのないものであり、事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。	「措置済」 経理事務について、整備済の決裁規定及び経理規定を再確認するとともに、複数人でのチェックを徹底し、適切な事務処理に努めます。
観光振興課	(1) 手荷物預かり所業務委託について、収入金を受託者収入としている。委託事業において生じた収入は、市の歳入とすべきものである。改善されたい。 (2) 事務補助を行っている団体の経理について、請求日から約2か月後に支払った事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上	「検討中」 委託事業の収入の処理について、委託内容の適正化と合わせて、検討を行います。 「実施中」 事務補助を行っている団体の経理については、適切に実施するよう、事務局での書類等のチェック体制を強化します。 また、適切な経理事務等を徹底するよう、決裁規程や経理規程等の整備、見直しを行います。

	とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。 （３）時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。花火大会及び初穂曳の準備が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。	「実施中」 業務の見直しを行うとともに、事務分担の平準化に努め、事務の効率化に取り組んでいます。
--	---	--

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	（１）郵便切手について、その受払簿の記録が適切でない事例が認められた。金券は現金に準じ、適切に管理されたい。	「措置済」 該当事務補助団体の経理簿に、郵便切手受払簿を追加しました。
交通政策課	（１）事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や検収及び検査を実施した旨の記録がない等、適切に行われていない事例が認められた。改善されたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。	「実施中」 事務補助を行っている団体の経理については、適切に実施するよう、事務局での書類等のチェック体制を強化します。 また、各団体で適切な経理事務等を徹底するよう、決裁規程や経理規程等の整備、見直しを行います。
住宅政策課	（１）住宅使用料の督促状の納期限について、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正に処理されたい。	「措置済」 条例に規定された納期限を再確認し、今後は適正な事務処理に努めます。

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
農業委員会事務局	（１）復命書の決裁権者を誤っている事例が認められた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済」 事務決裁規程に基づき、決裁権者を修正し、指摘日以降は、適正な事務処理を行っています。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	（１）郵便切手受払簿について、文書管理規程に定められた様式を使用していない。また、誤り等も認められた。金券については、現金に準じて適正に管理されたい。	「措置済」 文書管理規程に定められた様式に変更しました。また、チェック体制を見直し、複数の職員で確認するよう改めるとともに、金券についても適正な管理に努めます。

【上下水道部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
水道事業	（１）消費税の中間申告期限を失念し、延滞税が発生した事例が生じている。適正な事務処理に努められたい。	「措置済」 消費税中間申告期限の失念により延滞税が発生したことについては、重く受け止めています。今後、申告期限については、担当者だけでなく上下水道総務課経理係全員で共有するスケジュール表で管理することとしました。
下水道事業	（１）指定管理施設について、基本協定書で求めている上半期の報告がされていない事例が認められた。協定内容を確実に把握し、適切に管理されたい。	「措置済」 未提出であった上半期の業務報告書は、令和７年２月中旬に提出されました。また、指定管理者に協定書で定める報告期日を遵守するよう指導を行うとともに、報告を受ける上下水道総務課においてもチェックを行う体制を整えました。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
学校教育課	（１）学校体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにもかかわらず、毎年いずれかの学校で生じている。今一度、管理方法の在り方等を検討し、すべての学校で再発防止を指導されたい。	「措置済」 校長会、教育長学校訪問、期首面談等において、学校長に対して、鍵や通帳等を含む学校備品等の管理について、管理簿への記載及び保管場所への返却を徹底し、再発防止に取り組むよう指導、周知済みです。
スポーツ課	（１）事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や金額誤り等、適切に行われていない事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。 （２）イベントにおける看護師の報酬について源泉徴収が行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。	「実施中」 事務補助団体の事務を行う担当職員へ注意喚起を行うとともに、見積書や請求書等の関係書類を收受する際は記載内容に不備がないかをその場で確認するよう見直しました。 また、事務局でのチェック機能については、主担当及び副担当でのダブルチェック並びに決裁時の係長によるチェックを徹底し、向上を図ります。 決裁規程及び経理規程については、事務補助団体を所管する各課と調整を行い、整備の検討を行います。 「実施中」 令和７年度より、イベントにおける看護師報酬の源泉徴収を行います。
小中学校	（１）体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにもかかわらず、毎年いずれかの学校で生じており、安全や経理の管理に対する認識の甘さが推察さ	「措置済」 鍵の紛失について当該校では、鍵自体に大きなキーホルダーをつけることで目立つように工夫をする、鍵庫から鍵を借りた場合は全ての鍵において、学年や担当がわ

	れる。管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。	かるように名札をかける等の再発防止策を講じています。また、朝礼時に紛失防止（札のかけ忘れ、札のかけ間違いを含む）の呼びかけを継続的に行っています。 学年通帳の紛失について当該校では、再発防止策として、通帳を校長に提出し、校長自ら事務室金庫にて管理することを徹底しています。
--	-----------------------------------	--

伊勢市監査委員公表第4号

令和6年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年7月15日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	中村	功

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【財政援助団体：二見まちづくりの会、豊浜東まちづくり協議会、豊西まちづくりの会、北浜まちづくり会議、御園まちづくり協議会】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）イベントの景品や役員退任の謝礼等として金券が購入されていたが、「伊勢市ふるさと未来づくり資金（令和２年４月改定）」に認められていない資金使途であり、不適切である。指導されたい。 （２）事務運営及び会計事務について、支出伺いにおいて、用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。交付金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。 （３）事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。なお、各団体毎の不備事項については、別途、申し伝えた。	「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行ってまいります。 「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行ってまいります。 「措置済」 労働条件通知書、または雇用契約書の作成についてまちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に簿冊が整備されるよう指導を行ってまいります。

【指定管理施設：伊勢市障がい者基幹相談支援センター】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
福祉総合支援センター	（１）指定管理者を決定した際に行うべき告示がなされていない。適正な事務処理をされたい。	「措置済」 令和７年２月１３日に、告示を行いました。

	(2) 人件費について、実績額を支払うこととしているが、その資料がなく、どのように確認されたか判別できない。改善されたい。	「措置済」 収支決算報告書とともに人件費明細書を提出させ、照合するよう見直しました。
--	--	---